

議案第 23 号

前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正について

令和 2 年 3 月 3 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 21 年前橋市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を次のように改める。

（任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例）

第 8 条 第 4 条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）についての前橋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年前橋市条例第 303 号。以下「給与条例」という。）の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 4 条第 3 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第 2 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第 4 条第 4 項及び第 6 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第 9 条の 5 第 2 項第 2 号	再任用短時間勤務職員	前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第 4 条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務

		職員」という。以下同じ。)
第12条第1項	支給する	支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第12条第4項	第2項	任期付職員条例第8条
第12条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が任期付職員条例第8条の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
第15条の3	再任用職員	任期付短時間勤務職員

第9条の見出し中「給与条例」を「特定任期付職員の給与条例」に改め、同条第2項中「勤勉手当」を「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」に改める。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。